



羽村市富士見霊園合葬室の使用者を募集 ～富士見霊園以外の墓地からの改葬も受け入れます～

問合せ 生活環境課 内 222

■募集する墓地

申込区分	墓地使用料
合葬式墓地	合葬室 1体 20,000円

■申込資格 申込者が次のすべてに該当すること

居住要件	申込者本人が3年以上、継続して羽村市に住民登録をして居住していること
遺骨の状態	現に納骨すべき遺骨があること（改葬遺骨を含む）
申込遺骨の ※祭祀の主宰者	申込者本人であるか、申込者あるいは申込遺骨との続柄が次の「申込者と申込遺骨との続柄」に該当する方で、申込遺骨の祭祀を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること
申込者と申込遺骨の続柄	次のいずれかに該当すること ①配偶者（夫または妻）②直系血族の祖父母・父母・子・孫 ③養父母・養子 ④兄弟姉妹およびその配偶者、伯父・叔父・伯母・叔母およびその配偶者、従兄弟、従姉妹 ⑤配偶者の②③④（墓地使用申込者の配偶者が死亡している場合は姻族関係を継続している場合に限る。）
その他	墓地使用許可日から6ヶ月以内に納骨できること 各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料に滞納がないこと

※「祭祀の主宰者」とは

死亡者の親族の合意のもとに葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

日 時	10月14日（月・祝）午前7時～午後7時30分（コンビニ交付は終日）
停止するサービス	○電気設備点検：契約管財課管財係 ○コンビニ交付：市民課受付係 内 395 ○メールの送受信：情報管理課 内 512 ○電気自動車急速充電設備：環境保全課 内 227
問合せ	○電気設備点検：契約管財課管財係 ○コンビニ交付：市民課受付係 内 122 ○メールの送受信：情報管理課 内 512 ○電気自動車急速充電設備：環境保全課 内 227

市役所サービスを一時停止します

10月1日から、富士見霊園合葬式墓地（合葬室）への改葬を受けられます。
使用者を次とおり募集します。

対象 現に遺骨のある方、改葬を希望する方
申込みのしおり配布 配布開始 10月1日（火）
配布場所 市役所2階生活環境課

受付日時 10月1日（火）から随時受付
提出先 市役所2階生活環境課
※申込時に必要書類をすべて揃えてから提出してください。
※富士見霊園は、使用者1人につき1か所のみの使用となるため、原則として区画墓地と合葬式墓地の両方の使用者になることはできません。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。



もしも病気やけがで障害が残ったら… 障害基礎年金のご相談を

問合せ 市民課高齢医療・年金係 内 140

国民年金加入中や20歳前に初診日（※1）がある病気やけがによって、障害等級の1級または2級（障害者手帳などの等級とは基準が異なります）に該当し、次の支給要件にあたる場合、障害基礎年金を受給することができます。

対象 次の①～③のすべてに該当する方
①初診日に国民年金の被保険者であること
(初診日が60歳以上65歳未満の間にあり、老齢基礎年金を受給していない国内在住者の方も対象)
②障害認定日（※2）の障害の程度が障害等級の1級または2級に該当していること
③初診日の前日に、次のいずれかの保険料の納付要件を満たしていること
○初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（※3）が3分の2以上あること
○初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと
※1 初診日：その病気などで初めて診察を受けた日
※2 障害認定日：初診日から1年6ヶ月を経過した日、またはそれ以前に症状が固定した日
※3 保険料納付済期間：定額保険料の納付済期間のほかに、保険料免除期間・納付猶予期間・学生納付特例期間を含む。

支給年金額（令和元年度の年額）
○1級障害：97万5千25円（月額8万1千60円）
○2級障害：78万1千00円（月額6万5千00円）
○加算
障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている子（18歳到達年度末までの子、または20歳未満で障害等級1級・2級に該当する障害の状態にある子）がいる場合、1人につき次の額が加算されます。
▽1人目・2人目：22万4千500円
▽3人目以降：7万4千800円

20歳前に初診日がある方

20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合、その障害認定日）に障害基礎年金を請求できます。ただし、受給権を得た場合でも、本人の前年所得金額によつては、年金額の全額または半額が支給停止されることがあります。

年金相談 市役所で行う障害基礎年金を含めた年金相談は、予約不要ですが、時間がかかります。余裕をもつてお越しください。

年金相談日時 毎週月～水曜日、金曜日（祝日・年末年始の閉院日を除く）の午前9時～正午・午後1時～4時

※障害基礎年金の相談の際は、請求の対象となる傷病名や、その傷病の初診日と医療機関名、現在までの受診歴などを事前に確認の上、お越しください。

特別障害給付金制度 平成3年3月以前に学生だった方、または昭和61年3月以前に厚生年金等加入者の配偶者だった方で、その当時国民年金に任意加入していなかつた期間中に生じた傷病を原因として、現在障害の状態にある方が対象です。

障害認定日時点では、障害の程度が軽く、支給対象とならなかつた場合でも、その後障害が重くなつたときは支給対象となることがあります。

事後重症制度

障害認定日時点では、障害の程度が軽く、支給対象とならなかつた場合でも、その後障害が重くなつたときは支給対象となることがあります。

注 意 初診日が厚生年金加入期間であつた場合は、障害厚生年金の対象です。年金事務所で手続きしてください。

詳しくは、市公式サイトをご覧いただき、問い合わせてください。